

松戸市環境未来会議開催業務委託に関する  
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本市は2050年に市域からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明しているが、その達成のためには、市民一人ひとりが主体的にこの問題点について考え、行動に移すことが必要不可欠となる。そのきっかけとして、背景や年齢も異なる市民が意見を発信し脱炭素に係る課題を話し合う場を作るため、松戸市環境未来会議を開催するものです。なお、事業自体は令和6年度の市の予算成立をもって実施となるため、予算配当の状況によっては委託契約を締結しない場合がある。

2. 業務の概要

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名    | 松戸市環境未来会議開催業務委託             |
| (2) 業務場所   | 松戸市環境政策課                    |
| (3) 業務内容   | 別紙『松戸市環境未来会議開催業務委託仕様書』による   |
| (4) 業務履行期間 | 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで |

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

競争性・公平性の観点から広く提案を受けの必要があり、公募型とする。

5. 事業スケジュール

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| (1) 公募開始       | 令和6年2月 9日 (金)             |
| (2) 質問書の締切     | 令和6年2月16日 (金)             |
| (3) 質問書に対する回答  | 令和6年2月19日 (月)             |
| (4) 参加申込書受付締切  | 令和6年2月29日 (木)             |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年3月 1日 (金)             |
| (6) 提案書等の提出締切  | 令和6年3月11日 (月)             |
| (7) プレゼンテーション  | 令和6年3月22日 (金) (予備日26日(火)) |
| (8) 審査結果通知     | 令和6年3月27日 (水)             |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

## 6. 参加資格・参加申し込み方法等

### (1) 参加資格 次に掲げる事項とする。

- ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 過去3年以内に本業務と同種又は類似の同規模のものに関し複数回受託した実績があること。

### (2) 参加申し込み方法

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

#### ① 提出様式（押印不要）

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業者概要（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）

過去3年以内に元請けとして契約し、既に完了した業務について記載すること。

#### エ 現受託業務概要（様式4）

令和6年2月9日時点で受託している業務及び令和6年度で受託する予定の業務について記載すること。

（注）提出された書類の修正又は変更は認められない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出された参加申込書等は無効とする。

なお、提出書類の返却は行わない。

- ② 提出期限 令和6年2月29日（木）午後5時まで
- ③ 提出先 松戸市役所環境部環境政策課 TEL：047-366-7089  
住所：〒271-8588 松戸市根本387番地の5
- ④ 提出部数 各1部
- ⑤ 提出方法

以下の方法にて提出すること。

#### ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までに松戸市役所新館6階環境部環境政策課に持参すること。

なお、持参する際は、予め提出日時を電話などで連絡すること。

#### イ 郵送

提出期限までに必着とする。郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残

るものを使用すること。

ウ 電子メール

メール：mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

(3) 参加申込の承認について

参加申込の承認結果については、令和6年3月1日（金）に通知する。

7. 提案限度額

金 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。

- ① 業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 企画提案の内容
- ④ 参考見積価格

(2) 企画提案書等の評価

- ① 評価基準 別紙のとおりとする。
- ② 順位の決定 各委員の評価点数の平均の高い順に順位付けを行う。  
この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。

(3) 選定の条件

各委員の評価点の合計が全体の6割以上であること。なお、条件を満たす企画提案がない場合は選定せず再度公募する。

9. 提案方法等

(1) 質問

- ① 質問方法 質問書（様式5）に記載の上、電子メールで事務局あてに送付すること

メール：mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加事業者数・参加事業者名・評価委員等）についての質問は受付けない

- ② 質問期間 令和6年2月9日（金）から令和6年2月16日（金）まで  
(2) 質問への回答

- ① 回答方法 松戸市ホームページ上に掲載する  
② 回答日 令和6年2月19日（月）

- (3) 提出書類の提出

- ① 提出書類（押印不要）

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

なお、優先交渉権者の選考は社名を伏せて行うため、社名を特定できるような記載は避けること。

ア 企画提案書（様式6） 8部提出

イ 企画提案書は様式6を表紙とし、A4版で20頁以内の様式自由とするとともに、仕様書や別表の評価基準をもとに、下記（a）から（j）までの事項について作成すること。

（a）業務実績

同様の業務を受託した実績を記載すること

（b）業務実施体制、スケジュール

本業務を実施するための人員、体制及びスケジュールを記載すること

（c）開催に関すること

（d）会議当日の運営に関すること

（e）グループワークの開催に関すること

（f）事前打ち合わせに関すること

（g）会議資料の調整について

（h）市民意見の集約について

（i）会議結果の作成・整理について

（j）独自提案

仕様書に記載のない独自のノウハウや提案があれば、積極的に記載すること

※ なお、市民会議について、市は以下の事務を実施する。

- ・ 会議における市の温暖化対策に関する情報提供
- ・ 会議の映像の撮影
- ・ 参加者の無作為抽出
- ・ 会場の提供

ウ 見積書

A4版縦で様式自由とする。ただし、仕様書に記載した業務ごとの経費についても記載すること。

- ② 提出方法 持参、郵送または電子メール

③ 提出先 松戸市役所環境部環境政策課

住所：〒271-8588 松戸市根本387番地の5

メール：mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

④ 提出期限 令和6年3月11日（月）

(4) プレゼンテーション

①出席者 1者3名以内とする。

②実施日時 令和6年3月22日（金） 予備日3月26日（火）

③実施時間 1者20分以内とする。（質疑応答は別途20分）

※ 提案者毎のプレゼンテーション開始時間は後日別途連絡する。

④実施者 本業務を受託した際に担当する業務実施責任者または業務実施担当者が行うこと。

⑤実施内容 資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。

⑥貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

⑦その他 提案書等に記載した担当者は、則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には同等以上の者であることを証明し発注者の承諾を得なければならない。

10. 選考結果の通知について

選考結果は、参加事業者に対し、提案書表紙（様式6）に記載された担当者の電子メール宛てに令和6年3月27日(水)に通知する。

選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

11. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）。

ただし、受託候補者以外の参加事業者名は公表しない。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③提案限度額を超えた見積を提出した場合

④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

⑤この要綱に定める手続き以外の方法により本市の職員等に本プロポー

## ザルに対する援助を求めた場合

### 13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を速やかに提出すること。なお、様式については任意とする。

### 14. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ②受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③参加事業者が1者であっても、評価を行い受託候補者の選考を実施する。なお、選定の条件を満たさない場合には、受託候補者とならない。
- ④本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

### 15. 事務局

松戸市役所 環境部環境政策課 担当者 松戸

TEL：047-366-7089

Fax：047-366-8114

Mail：[mckankyoushou@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckankyoushou@city.matsudo.chiba.jp)

### 附則

#### （施行日）

この要領は、令和6年1月26日(金)から施行する。

#### （失効日）

この要領は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。